

令和3年2月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和3年2月10日 水曜日 午後3時02分から午後3時38分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (28人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 龍男	
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄	
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一	
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	12番	青木 美伸	
	4番	徳永 裕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	7番	荒松 将志	15番	小原 進	
	8番	金本 常由			

4 欠席委員 (2名) (推委5番、岸本 耕二、推委11番、谷上 真実)

5 議事録署名委員の決定 (13番 日野 浩一、14番 江原 宏昭)

6 議事日程

議案第1号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告書について

(3) 賃貸借の解約について

(4) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	齋 木 貴 敬
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは只今から、始めさせていただきます。議長のご挨拶をお願いします。

議長 今日はご苦労さんでございます。昨日まで寒くて雪が降ったりしてですね、いきなり今度はまた天気になるということで、一週間ぐらいはずっと天候が良いなということで、思った作業ができるかなということで、果樹の具合なんかは、よけ降ったもんですから、だいぶ遅れとるなという部分がございますけども、例年に比べれば花芽も少し遅いのかなということで、やっぱり休眠期があることによってですね、去年は交配不良というようなことで花がパッと一緒に咲かないというような現象が出るわけですけど、今年はちゃんとした休眠期があるわけですから、それなりの対応ができるかなという思いもありますし、色々とブロッコリーとかネギ等、雪の害によってですね、特別な選果をすることか、それなりの品物については非常に単価が高騰でして、非常に良い単価が出ておるといなかでの対応であるということで、その中でですね、この前、農業新聞を見ますとですね、収入保険と、これまではあんまりなかったわけですが、この頃は収入保険が非常にたくさんの方が加入されるという中で、やはりこれが一つの農業施策の中で非常にメリットが大きいんじゃないかなと思っております。農業委員会に直接関係はございませんけども、大型の人については結構、ブロッコリー・ネギ、それから果樹関係もですが、米もだと思えますが、非常にこの収入保険についてですね、この前も会合いたしましたので、今後、大山町なり鳥取県の中でもですね、県が補助してもらおうとか市町村に協力していただくというような方向性をですね、やっていかないけんじゃないかということで、南部町はそれが可能になっておるといようなことも地域の中ではですね、そういう動きがございます。やっぱり農協も行政も一緒になってですね、農家のための再生産ができるような形での方向性というものを打ち出しておるといことになっておりますので、これからはそういうことによってですね、安定した農業施策ができるような形での対応の仕方もやっていかないけんということで、向上しながらいかないけんということで話したようなことでございますが、大事なことは持続してですね、担い手が育っていくということによって私たち農業委員会もですね、一緒になって手助けしながらですね、地域での活動をお願いしたいということで頑張っておるわけですので、一つ今日も色んな案件がございますけども、協力の程を、よろしく願います。始めに当たっての、挨拶に代えさせていただきます。

議長 今日は欠席がですね、推進委員5番委員さんと推進委員11番委員さんが欠席でございます。28名参加者がございますので、この定例会が行われることを承認いたします。

議事録署名委員についてはですね、13番委員さんと14番委員さん、よろ

しくお願いいたします。

議長 それでは会務報告のほうを、事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 【会務報告】

- (1月12日) ・定例農業委員会について。
- (1月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- (1月18日) ・農地・担い手関係市町村及び農業委員会担当者等ブロック会議について。
- (1月26日) ・大山町農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画認定審査会について。
・新規就農関係事業に係る審査会について。
- (1月28日) ・鳥取県農業委員会女性協議会の役員改選及び令和2年度研修会について。

農委2番委員 ちょっといいですか。

議長 はい。何かご質問がありますか。

農委2番委員 すみません。2番です。地区の相談日の時間は何時からですか。

事務局 はい。午後1時半から午後3時まででございます。

農委2番委員 1時半から3時まで。

事務局 はい。

農委2番委員 はい。ありがとうございました。

議長 他にございませんか。なければ議案のほうに入りますので、よろしく願いいたします。

議長 議案第1号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。ということで、改選の7月20日以降に皆様にお世話になりまして、農地パトロールを実施してきました。その中で、ここは農地でなくなっているというところを確認いただきまして、その後、秋にも再度、同じ場所を農地でないことの確認を皆様にしていただいているところでもあります。皆様に確認していただいた後に所有者さんのほうに、この土地をどのように利用されているかとかですね、利用の意向について確認をさせてもらって、その中で、ここはもうしたいけどできないとか、ここはもうずっとしてないとかっていうところ、後は関係機関であります土地改良区さんですとか農林水産課と協議を行いまして、ここは農地でなくてもしょうがない、妥当であろうというところについて絞り込みをしました結果、

こちらの1ページから5ページまでの206筆について調整ができましたので議案に上げさせていただきます。まとめとして6ページのほうにですね、非農地判断の対象地ということで集計表を付けております。今年度につきましては、登記地目が田んぼに関してですけれども、45筆、面積にして27,228㎡、登記地目が畑について、153筆、面積が119,135.73㎡、その他と書いてありますけれども、その他というのは登記地目が田や畑でないもの、例えば原野とか山林ということなんですけれども、それが8筆、面積にして16,493㎡ということで、合計が206筆の162,856.73㎡ということで上げさせていただきます。こちらの非農地判断が、農地パトロールをしていく中での、最後の一連の手続きになりますので、これをもって農地パトロール、7月から始まったものが一周するという運びになります。また来年から同じように、農地パトロールが始まるというふうに思っていたければ結構かと思えます。議案についての説明は以上になります。

議長

それではですね、番号44番、107番、163番を除いてご質問がある方はお願いいたします。

どうでしょうか。ないようですので、今の番号を言ったものを除いてですね、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長

それでは番号44番、農委10番さん。この会場から（議事参与の制限のため）退室してください。

(農委10番委員、退室)

番号44番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、承認の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委10番委員、入室)

続きまして番号107番の方、会場から（議事参与の制限のため）退室してください。

(推委7番委員、退室)

番号107番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委7番委員、入室)

番号163番の方、会場から（議事参与の制限のため）退室してください。

(推委10番委員、退室)

番号163番について、質問のある方ございませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委10番委員、入室)

議長 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 事務局のご説明がございました。これについては前もって配っておりますので確認してあると思っておりますので、これについて何かご質問ございませんでしょうか。

ご質問、ないようですな。それでは、該当者がございますので、129番、144番から146番、151番については後から審議いたしますので、それを除いてですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

それでは番号129番の委員さん、会場から(議事参与の制限のため)退室をお願いします。

(農委12番委員、退室)

129番について、何かご質問ございませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委12番委員、入室)

番号144番からの農委8番さん。一つ、会場から(議事参与の制限のため)退室をお願いいたします。

(農委8番委員、退室)

144番から146番、151番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委 8 番委員、入室)

議長 議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 これについて何かご質問がございませんでしょうか。
番号 7 番を除いてですね、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたします。

番号 7 番の方、会場から(議事参与の制限のため)外へお願いいたします。

(農委 8 番委員、退室)

番号 7 番について、何かご質問がございませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委 8 番委員、入室)

議長 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出について、これは確認して見ておいてください。報告になりますので、よろしくお願いいたします。

報告のほうで 34 ページ、これも続けて図面が付いておりますので確認して見ておいてください。

それと、解約についても出ておりますので、それも確認をしておいてください。

それでは、その他で何かございませんでしょうか。

議長 ないようですので、続きまして、その他に入りますが、3月の定例会についての日程でございますが、3月9日、火曜日、午後3時から中山農村環境改善センターで行いますと。その前にですね、1時30分から研修会を行うという日程で考えておりますので、何故、日にちが変わったかということについては議会が10日にあるものですので、議会の関係上、農業委員会を1日前にするということになりましたので、ご了承お願いいたします。どうでしょうか。3月9日、いいでしょうか。

それで1時半からですので、委員会は3時から、その前に研修会を1時半から行いますので、時間を間違えないように出席をお願いいたしますので、コロナですと延びた研修会でございますので、必ず出席していただいておりますね、

研修会を受けていくという形になりますので、よろしくお願ひします。

それから現地確認担当当番は推委4番委員さん、推委7番委員さん、農委8番委員さん、一つ忘れないようによろしくお願ひいたします。

その他で、何か皆さんございましたら。

(農委10番委員、挙手)

はい。農委10番委員さん。

農委10番委員 10番です。最初にありました、農地の賃借料の情報なんですけど、確か無償という貸借もあるわけですし、0円の関係はこの中には入っているんですかね。

議長 事務局、お願ひいたします。

事務局 はい、失礼いたします。閉会後の事務連絡で説明させていただこうと思っておりますけども、この中には無償の貸借につきましては、備考の欄の使用貸借の筆数が挙がっておりますけども、そちらのほうですので、データの中には無償のほうは入ってないと、有償のものだけの平均ということでございます。

農委10番委員 分かりました。

議長 他にございませんでしょうか。

なかなか今は、コロナの関係で会合が殆ど書面決議ということで、唯一の農業委員会とかこういうところで行っているところが殆どございませんので何か気が付いたことがあれば。

(農委13番委員、挙手)

はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 13番です。議案第1号の非農地判断について、ちょっと確認というか教えていただきたいんですが、この非農地として、こういう具合になったわけなんですけども、これはその後、所有者のほうには連絡がいくんでしょうか。あるいは、その後の登記関係については、所有者の方が改めて登記をし直すとかいうことになるんでしょうか。農業新聞か何かに載ってたんですけども、三朝町でしたかな、あそこはまとめて登記についてはやるような記事が載っておりますんですけども、ちょっとその辺のところの確認をちょっとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 事務局、ご説明をお願ひいたします。

事務局 はい。今日の議決を受けまして、所有者さん等のほうに非農地通知ということでご案内を送ることにしています。日付としては今日はもう決裁が下りませんので当然、16日を発送予定にしています。その後の流れになりますけれども、非農地のその通知のほうにご案内をしておりますが、この通知書をもって登記所のほう、法務局のほうで地目の変更登記をすることが可能になります。その登記をされるかどうかは個人さんのご判断になってしまうんですけども、そのような形で地目の変更登記ができると。それと併せて役場のほうに備え付けの農地台帳のほうからも農地ではないということになりますので、除外をしていくということになります。三朝町等のほうで地目の変更をさ

れたというところもありますけども、大山町のほうも去年は筆数ははっきりと覚えてはないですけども、相当数の筆数を税務課さんのほうが法務局のほうに対して申請するんですが、地目の変更登記のほうを一部されたものがありました。今年につきましては、他の自治体のほうで、そういった登記についてはあくまでも私有財産なので、個人で登記をしてもらうべきというような判断等々の中で、全市町村が一体となって、こちらの非農地判断については地目変更をするんだというような流れが崩れてきてしまったので、大山町についてどうしますかというところで、税務課のほうと相談をしましたが、そういうことであれば個人の財産ですので、非農地判断を受けられて地目の変更登記をしてもらおうという流れになりましたので、今回については大山町のほうは地目の変更登記までは個人さんにお任せをするという運びになっております。流れについては以上になります。

農委13番委員　はい、ありがとうございました。

議長　他にございませんでしょうか。

なければ、これをもってですね、2月の定例農業委員会を終了させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 日野 浩一

議事録署名委員 江原 宏昭

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。